国立大学法人東京農工大学保有個人情報管理細則の一部改正

国立大学法人東京農工大学保有個人情報管理細則を次のとおり改正する。

現行	改正
本則	本則
第２章　管理体制	第２章　管理体制
（保護管理者）	（保護管理者）
第４条　保有個人情報を取り扱う各課、室（監査室に限る。）及び地区事務部（以下「課等」という。）に、保有個人情報保護管理者（以下「保護管理者」という。）を１人置き、当該課等の長をもって充てる。	第４条　本学に保有個人情報保護管理者（以下「保護管理者」という。）を置き、国立大学法人東京農工大学事務組織規程第３条から第９条までに規定する課及び室の長、同規程第 15 条に規定する課長並びに第 34 条第６項及び第 35 条第５項に規定する事務長補佐をもって充てる。
２　保護管理者は、当該課等における保有個人情報を適切に管理する。	２　保護管理者は、所掌する業務の範囲における保有個人情報を適切に管理する。
（保護担当者）	（保護担当者）
第５条　前条に定める課等に、保有個人情報保護担当者（以下「保護担当者」という。）を置く。	第５条　前条に規定する保護管理者を補佐するため、保有個人情報保護担当者（以下「保護担当者」という。）を置く。
２　保護担当者は、前条の保護管理者が当該課等の実情に応じ、必要な人数を指名するものとする。	２　保護担当者は、保護管理者が所掌する業務の実情に応じ、必要な人数を指名するものとする。
３　保護担当者は、保護管理者を補佐し、当該課等における保有個人情報の管理に関する事務を担当する。	３　保護担当者は、保護管理者を補佐し、保有個人情報の管理に関する事務を担当する。
第３章　教育研修	第３章　教育研修
（教育研修）	（教育研修）
第７条　（略）	第７条　（略）
２　（略）	２　（略）
３　保護管理者は、当該課等の職員に対し、保有個人情報の適切な管理のために、総括保護管理者の実施する教育研修への参加の機会を付与する等の必要な措置を講ずる。	３　保護管理者は、所掌する業務を行う職員に対し、保有個人情報の適切な管理のために、総括保護管理者の実施する教育研修への参加の機会を付与する等の必要な措置を講ずる。

附　則（細則第14号）

この細則は、平成26年12月1日から施行する。